

入会林野整備計画書等の様式について

昭和 41 年 12 月 5 日 41 林野調第 290 号
林野庁長官通達
最終改正 令和 2 年 12 月 24 日
2 林政政第 487 号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 41 年法律第 126 号）第 3 条に規定する入会林野整備計画書及び同法第 19 条に規定する旧慣使用林野整備計画書の様式は、それぞれ別紙様式第 1 号および別紙様式第 2 号によることとしたので、下記事項に留意のうえ、市町村および入会権者等に対する指導に遺憾のないようにされたい。

記

1 整備計画書の構成および内容について

入会林野整備計画書および旧慣使用林野整備計画書の構成および内容は、次のとおりである。

ア 入会林野整備または旧慣使用林野整備の対象とする土地、入会権または旧慣使用権の内容ならびに入会権者または旧慣使用権者の氏名および住所（様式第 1 号の 1 および様式第 2 号の 1）

様式第 1 号の 1 および様式第 2 号の 1 は、(1) 土地に関する事項および(2) 入会権者または旧慣使用権者に関する事項の 2 様式からなり、入会林野整備または旧慣使用林野整備（以下「入会林野整備等」という。）の対象とする土地、消滅する入会権または旧慣使用権の内容および入会権者または旧慣使用権者（以下「入会権者等」という。）を明らかにするものである。（法第 4 条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる事項）

イ 権利移動に関する計画（様式第 1 号の 2 および様式第 2 号の 2）

様式第 1 号の 2 は、(1) 所有権移転に関する事項 (2) 地上権等の権利の設定に関する事項 (3) 権利の消滅に関する事項 (4) 消滅させない権利に関する事項の 4 様式から、様式第 2 号の 2 は、(1) 所有権移転に関する事項 (2) 地上権等の権利の設定に関する事項に 2 様式からなり、入会林野整備等による権利移動の内容を明らかにするものである。（法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項ならびに入会林野整備に係る同項第 4 号および第 5 号に掲げる事項）。

ウ 権利を取得しない入会権者等の氏名および住所ならびにその理由（様式第 1 号の 3 および様式第 2 号の 3）

様式第 1 号の 3 および様式第 2 号の 3 は、入会林野整備等により権利を取得しない入会権者等についてそれらの者の氏名および住所ならびに権利を取得しない理由を明らかにするものである。（法第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる事項）。

エ 入会林野整備等の後における土地の利用に関する計画（様式第 1 号の 4 および様式第 2 号の 4）

様式第 1 号の 4 および様式第 2 号の 4 は、(1) 土地の利用計画 (2) 農地または採草放牧地である土地の利用計画の明細 (3) 生産森林組合または農地所有適格法人に出資する場合の出資計画の 3 様式からなり、入会林野整備等の後における土地の利用に関する計画を明らかにするものである（法第 4 条第 1 項第 6 号および同条第 3 項に掲げる事項）。

オ 入会林野整備等に伴う金銭の支払または徴収に関する計画（様式第 1 号の 5 および様式第 2 号の 5）

様式第 1 号の 5 および様式第 2 号の 5 は、(1) 清算に関する事項 (2) 支払に関する明細 (3) 徴収に関する明細の 3 様式からなり、入会林野整備等に伴う金銭の支払または徴収に関する内容を明らかにするものである（法第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事項）。

2 整備計画書の記載について

(1) 入会林野整備等の対象とする土地に関して、不動産登記法の一部を改正する等の法律

(昭和 35 年法律第 14 号) 附則第 3 条第 3 号の規定により同法第 2 条の規定による廃止前の土地台帳法 (昭和 22 年法律第 30 号) の規定が適用される場合には、様式第 1 号および様式第 2 号中

「		登記簿		とあるのは、		「	
地目	面積	登記簿	土地台帳	地目	面積	地目	面積
		地目	面積				
」						」	

とし、登記簿に記載されている地目及び面積のほか、土地台帳に記載されている地目および面積をあわせて記載する。

- (2) 様式第 1 号および様式第 2 号において、「登記簿上の所有者」とあるのは、登記簿の表題部に所有者として記載された者または登記名義人をいうが、(1) の場合においては、土地台帳に所有者として記載された者を含む。
- (3) 入会林野整備等の対象とする土地が 2 以上の市町村にわたるときは、様式第 1 号中 1 の(1)、2 の(1)から(4)までおよび 4 の(1)から(3)までならびに様式第 2 号中 1 の(1)、2 の(1)および(2)ならびに 4 の(1)から(3)までの様式については、市町村ごとに葉をかえて記載する。
- 3 整備計画書の綴込みの方法について
入会林野整備計画書、旧慣使用林野整備計画書は、それぞれの様式中の各様式の番号順にそれぞれ綴じ込むものとする。同一番号に係る事項について数葉を使用した場合には、それぞれの区分ごとに綴じ込むものとする。
- 4 整備計画書の作成部数について
整備計画書は、整備計画の認可申請書に添付すべき 2 部のほか、市町村長、農業委員会およびその他の行政機関の意見を求めるために必要となる部数を作成するものとする。